

令和7年度紙おむつ等購入費の支給について

田辺市では家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の維持及び向上を図ることを目的として、下記の要件をいずれも満たす高齢者を介護している家族の方に紙おむつ等購入費を支給しています。

要介護者が次の10か所の施設等に入所、もしくは入居されている場合、または医療機関に入院されている場合は対象外です。なお、虚偽の申請により紙おむつ等の購入費の支給を受けられた場合は、返還いただくこととなります。

- ①介護老人福祉施設（小規模含む）、②介護老人保健施設、③介護療養型医療施設、④認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、⑤養護老人ホーム、⑥軽費老人ホーム、⑦生活支援ハウス、⑧有料老人ホーム、⑨サービス付き高齢者向け住宅、⑩ケアの専門家が日中常駐し、安否確認、生活相談のサービスを提供していると認められる住宅等

□対象者

在宅において、次のいずれにも該当する高齢者を現に介護しているご家族等

①田辺市に住民票を有し、かつ在住する65歳以上の高齢者

②要介護1～3の高齢者

③市民税非課税世帯に属する高齢者

※市民税課税状況は毎年6月に更新されますので、

4～6月分は令和6年度の市民税課税状況、7～3月分は令和7年度で審査します。

④ケアプランまたは認定調査票で常時失禁がある等、紙おむつ使用の必要性が認められる方

□助成上限額 25,000円

□助成対象用品

紙おむつ、尿取りパット

□申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ、担当介護支援専門員（ケアマネジャー）に意見を記載してもらったものを、やすらぎ対策課または各行政局住民福祉課に提出してください。利用者以外の方が窓口を持参する場合には、委任欄への記入が必須です。提出される方は身分証明書類等を提示し申請してください。申請を受け付けた後、審査の結果を申請者あてに送付いたします。

また申請書は、支給を受ける年度毎に提出してください。

申請期間 令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

□購入費支給請求方法

請求書に必要事項を記載のうえ、購入店で発行された領収書（レシート）を添えて請求してください。

＊紙おむつ等の購入が確認できない領収書は無効です。（但し書きのないもの等）

＊記入内容を修正する場合（金額等）には必ず訂正印を押してください。

□請求期限 令和8年4月10日（金）

※ご不明な点がありましたら、やすらぎ対策課高齢福祉係（0739-26-4910）までお問合せください。